

★ 個人賠償責任プラン

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害保険金	死亡保険金 (交通事故傷害危険のみ補償特約セット)	交通事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ② 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転によるケガ ③ 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑤ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ
	後遺障害保険金 (交通事故傷害危険のみ補償特約セット)	交通事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。 (注)補償期間(保険のご加入期間)を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	⑥ 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑦ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど
個人賠償責任保険金 (個人賠償責任補償特約)		被保険者およびそのご家族が、国内、国外を問わず次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ① 被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者およびそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、保険金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ引受保険会社にご相談ください。 ※2 他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	① 故意、暴行、殴打による損害賠償責任 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った損害賠償責任 ③ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる損害賠償責任 ⑤ 同居の親族に対する損害賠償責任 ⑥ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦ 自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑧ 他人から借りたり、預かったりした物に生じた損害賠償責任など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち、「戦争、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。 「テロ行為」とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。
 - (1)「急激」とは、突発的に発生することをいいます。ケガの原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」からの結果としてのケガまでの過程が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。
 - (2)「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険でいう偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。
 - (3)「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- ※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- 「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
- 「交通事故」とは次の事故をいいます。
 - ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない間に生じた、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の事故または運行中の交通乗用具の火災、爆発等の交通事故
 - ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している間または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる間の事故
 - ③ 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等の事故または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発等の事故
 - ④ 交通乗用具の火災による事故
- 「住宅」とは、本人の居住の用に供される住宅をいい、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。